

議員提出議案第1号

羽曳野市議会議員のハラスメントの防止等に関する条例の制定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和7年2月25日

羽 曳 野 市 議 会
議 長 通 堂 義 弘 殿

提 出 者

羽曳野市議会議員

黒 川 実
笹 井 喜世子
笠 原 由美子
沼 元 彩 佳
大 坪 正 尚
田 仲 基 一
樽 井 佳代子

提 案 理 由

ハラスメントが心身に有害な影響を及ぼし、議員の公正な職務の遂行を妨げるものであることに鑑み、ハラスメントの防止等に関する議長及び議員の責務を明らかにするとともに、ハラスメントが生じた場合にとるべき措置を定めることにより、将来にわたる市議会の適正な運営を確保するため、この条例の制定をしようとするものであります。

羽曳野市議会議員のハラスメントの防止等に関する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントが心身に有害な影響を及ぼし、議員の公正な職務の遂行を妨げるものであることに鑑み、議員と議員、又は議員と職員が互いに人格を尊重し、ハラスメントの防止及び排除に努めることが議員の職責及び議会の役割を十分に果たすことができる勤務環境の保全に不可欠であるとの認識の下、ハラスメントの防止等に関する議長及び議員の責務を明らかにするとともに、ハラスメントが生じた場合にとるべき措置を定めることにより、将来にわたる市議会の適正な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、その他の誹謗中傷、風説の流布等により相手方の人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動であって、勤務環境を悪化させるものをいう。
- (3) パワー・ハラスメント 職務(議員活動を含む。以下この号及び次号において同じ。)に関する優越的な関係に基づき、職務上必要かつ相当な範囲を超えて行われる言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又はその勤務環境を悪化させるものをいう。
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 次に掲げる事項に係る言動であって、勤務環境を悪化させるものをいう。
 - ア 不妊治療を受けること、妊娠したこと、出産したこと、子を養育すること又は介護を行うこと。
 - イ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと又は勤務す

ることができなかつたこと。

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に起因して職務の遂行の能率が低下したこと。

エ 不妊治療、妊娠、出産、育児又は介護に係る休暇等の制度、始業及び終業の時刻の変更等の制度又は勤務時間の制限等の措置の利用

(5) 職員 次に掲げる者をいう。

ア 市長、副市長、教育長、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)別表に規定する者

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員で本市に勤務する者(国、府など他の地方公共団体へ派遣されている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)に基づき派遣されている者を含む。)

ウ 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員で、本市に勤務する者

(議長の責務)

第3条 議長は、議員によるハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントが生じた場合の諸対応に起因して議員又は職員がその職場等において不利益を受けることがないようにしなければならない。

3 議長は、議員が職員からハラスメントを受けたとされる場合には、市長に対し、調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該職員に対する指導等の対応を行うよう求めなければならない。この場合において、調査又は対応を行うよう求められた市長は、これに応じて必要と認める協力を行わなければならない。

4 前項の場合において、議長がハラスメントを受けたとされるときは、議長とあるのは副議長に、議長及び副議長がともにハラスメントを受けたとされるときは、年長の議員が議長の職務を行う。

(議員の責務)

第4条 議員は、何人に対してもハラスメントを行ってはならない。

2 議員は、次に掲げる議員活動がハラスメントとなり得ることを十分認識し、誠実か

つ適切に活動をしなければならない。

(1) 口頭、電話、文書、ソーシャルネットワーキングサービス、メール、掲示板等の手段による誹謗、中傷、事実と反する風説の流布等により、相手方の人格若しくは尊厳又は勤務環境を害するような議員活動

(2) 職員に対する過大な要求、長時間の要望、交渉等に伴う拘束その他の行政運営を妨害するような議員活動

3 議員は、自身によるハラスメントがあると疑われたときは、事実確認等の調査に積極的に協力し、誠実に対応しなければならない。

4 議員は、他の議員がハラスメントを行っている、又はその疑いがある事態に遭遇したときは、当該議員に対し当該行為は厳に慎むべきである旨を指摘する等、率先してハラスメントの防止に取り組まなければならない。

(被害、苦情、相談への対応)

第5条 議員若しくは職員からのハラスメントに関する被害、苦情又は相談(以下「相談等」という。)の申出に対応するため、議会ハラスメント相談窓口(以下「窓口」という。)を議会事務局に置く。

2 窓口の構成員は、議会事務局の職員をもって充てる。

3 議員若しくは職員からのハラスメントを受けた議員又は当該ハラスメントを目撃し、若しくは把握した議員若しくは職員は、当該ハラスメントの相談等を希望する旨窓口に申し出ることができる。議員からのハラスメントを受けた職員又は当該ハラスメントを目撃し、若しくは把握した議員若しくは職員も同様とする。

4 前項の規定による申出を受けた窓口職員は、直ちに議会事務局長(以下「局長」という。)に報告しなければならない。

5 局長は、前項の規定による報告があったときは、速やかに議長にその概要等を報告しなければならない。ただし、議長が申立人又は被申立人となったとき、議長及び副議長がともに申立人又は被申立人となったときは、第3条第4項の規定を準用する。

第7条、第9条及び第10条も同様とする。

(守秘義務等)

第6条 申立人、被申立人、窓口その他相談事案に関わる者は、申立人、被申立人及び調査対象者の利益を侵害しないため、第5条第3項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、その他相談事案に関する内容について、他に漏らしてはならな

い。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 次条に規定する委員会の委員、相談窓口及びその他相談事案に関与した者は、この条例に定める手続を通じて知り得た個人のプライバシーを最大限に保護し、不利益な取扱いをしてはならない。

(議会ハラスメント調査特別委員会の設置)

第7条 議長は、第5条第5項の規定による報告を受け、必要があると認めるときは、相談等に迅速かつ適切に対応するため、議会ハラスメント調査特別委員会(以下「委員会」という。)を速やかに設置しなければならない。

- 2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で別に定める。

- 3 議長は、市長から職員が議員からハラスメントを受けたとされる事案について通知を受けたときは、第1項に準じた取扱いをしなければならない。

- 4 委員会は、相談等に係る事実関係の調査及び確認、当該案件の解決に向けた当事者間の調整その他必要な対応を行うものとする。

(協力義務)

第8条 前条第4項の規定により委員会が相談等に係る事実関係の調査等を行うときは、当該相談等の申立人、被申立人及び調査対象となった関係者は、これに協力しなければならない。

(報告)

第9条 委員会は、調査終了後その結果を議長に報告するものとする。

- 2 議長は、第7条第3項の規定による市長からの通知を受けた事案については、その調査結果を市長に速やかに報告しなければならない。

(公表等)

第10条 議長は、前条の規定による報告により議員によるハラスメントがあったことが確認されたときは、当該ハラスメントの概要、これを行った議員の氏名の公表等、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(研修等)

第11条 議長は、ハラスメント防止等のため、議員の意識の啓発及び知識の向上を図るための研修を適時定期的に行わなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が

別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。